

2025年度 第1回 自動車同附属品製造業専門部会

労働組合主張

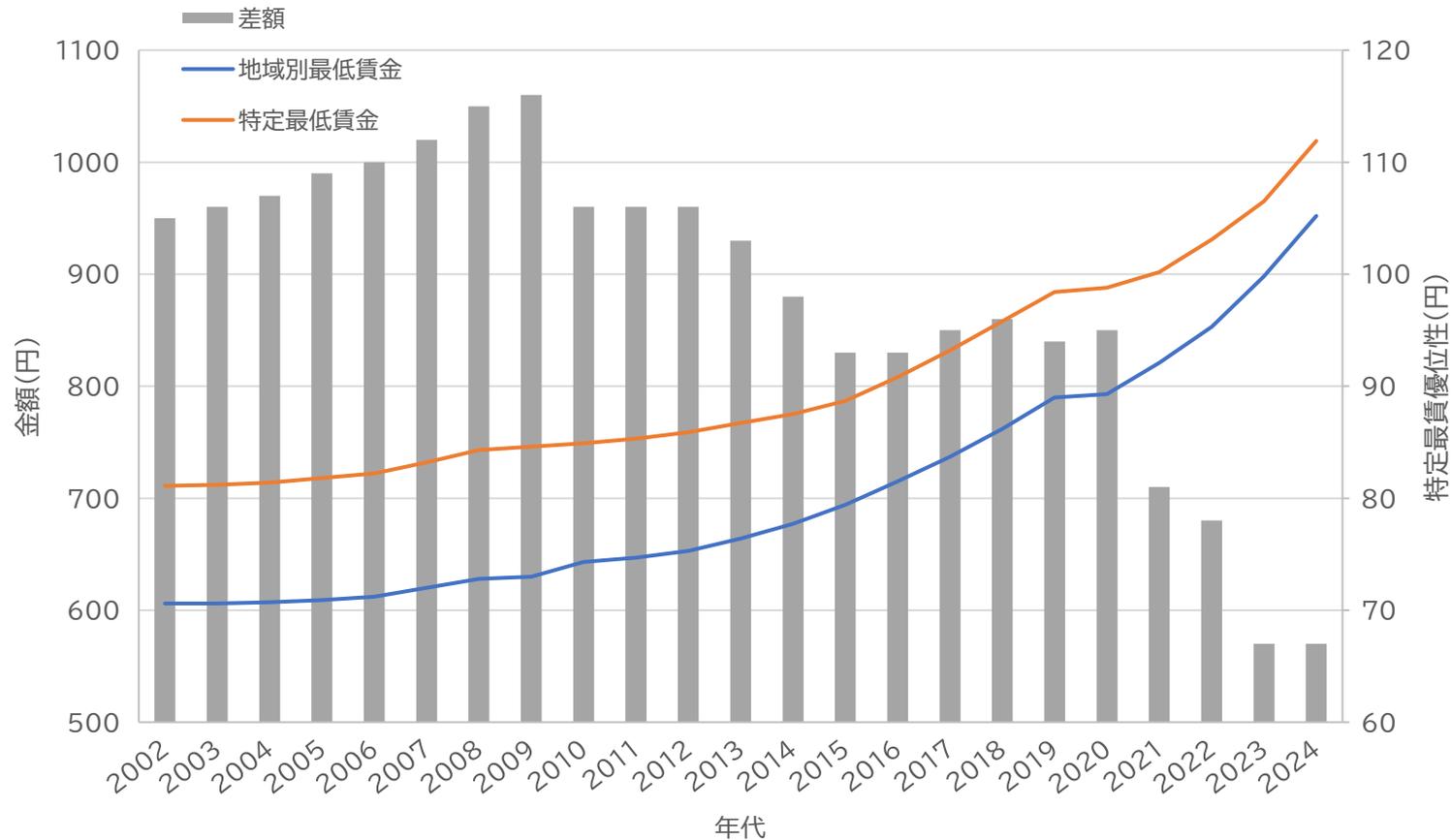
2025年10月7日(火)

前回の振り返り

地域別最低賃金: **952円**(前年898円 + **54円**)に対して

特定最低賃金: **1019円**(前年965円 + **54円**)

地域別最低賃金と特定最賃の推移



- 地域別最低賃金、特定最賃ともに2010年程から増加傾向。
- 特定最賃の優位性は年々小さくなっており、優位性が失われている。

現状確認

<政府方針>

・R7年6月に閣議決定された「**経済財政運営と改革の基本方針2025**」にて、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進計画として**2020年代に全国平均1,500円という目標**と発信されたほか、政府として「**中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画**」に定める**施策パッケージ**を実行する。**地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど地域間格差是正を図る。**

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方（短期・国際）

（画面上のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現）

- **米国に対して関係構築の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く推し進めるため、粘り強く協議を続ける。**
- **関係構築による国内産業、経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の備えを講ずる。**
- **足元の物価については、家計や事業活動におよぶ影響に細心の注意を払いつつ、令和6年度補正予算や令和7年度予算に盛り込んだ施策に加え、あらゆる政策を総動員する。**
- **新設政策よりも賃上げ促進と実効性のある成長戦略の策定という基本的考え方を堅持し、既に話し合いが進展している分野に引き続き取り組むようとする。そのために、経済全体のバネを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現。**
（不確実性が高まる国際情勢への備え）
- **地政学リスクの高まり、保護主義や権威主義国の台頭、米中対立など、国際秩序は変化しつつある中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、政策努力を重ねると同時に、新たな国際秩序・ルール作りにも対応・参画。**

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1.物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 賃上げ実現の政策総動員～	2.地方創生2.0の推進及び 地域における社会課題への対応	3.「投資立国」及び「資産運用立国」による 将来の賃金・所得の増加	4.国民の安心・安全の確保
(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行 ・2025年度までに年1%の実質賃金上昇を定着 ・官公庁における価格転嫁のための施策パッケージ、労働者の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知広報 ・生産性向上支援（省庁化投資促進プラン、地域における「国一調社長」の普及と調業・業業の促進、事業継承・M&Aに関する新たな施策パッケージ） ・アドバンスト・エグゼクティブリーダー育成、公定価格引上げ等による処地改善 ・最低賃金引上げ：2020年代に全国平均1,500円 (2) 三位一体の労働市場改革及び 中堅・中小企業による賃上げの後押し ・リ・スキリング支援（デジタルスキルに関する教育訓練給付金対象業種の拡大等） ・ジョブ型人事（人的資本に関する情報開示の充実等） ・労働移動円滑化（職業情報提供サイトの機能強化、ハローワークの体制強化等） ・「年収100万円の壁」、労働基準法制の見直し ・建設・運送・警備・医療・介護・障害福祉分野の賃上げ ・中堅・中小企業の研究開発、設備投資を支援、資金調達環境整備による中堅・中小企業による賃上げの後押し	(1) 地方創生2.0の推進～令和の日本列島改造～ ・地方創生2.0基本構想 ①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、支障なく働き、付加価値創出の新しい地方経済の創生→地方イノベーション推進戦略～、②人々を企業の地方分散～産官学の地移転、都市と地方の交流等による創生～、③新時代のイノベーションとAI・デジタルなどの新技術の徹底活用、④広域リージョン連携 (2) 地域における社会課題への対応 ・地域交通のり・デザイン、交通空白の解消、整備幹線、高齢者再生、物流の機能強化 ・ワット・ピット連携（データセンターの分散分散の推進等） ・団地人口の拡大、一地域居住の促進 (3) 農村小産業者の構造転換による 成長産業化及び食料安全保障の確保 ・新たな基本計画に基づく生産基盤の強化（農地生産性向上、共同利用施設の新築・集約化、スマート技術の開発・実証、輸出産地育成等） ・米産対策（政府調達を軸とする米の流通円滑化、消費者等への丁寧な情報発信）、水田政策の直直し、土地改良、新規就農・法人参入支援 ・国産材転換・木材利用拡大、漁業の強靱化 (4) 文化芸術・スポーツの振興 ・コンテンツ分野人材確保の環境整備 ・文化資源を活用した地域経済活性化 ・武道・スポーツツーリズム、パラスポーツの振興、大規模国際大会の開催支援	(1) GXの推進 ・官民協働100億円150億円GX開創投資 ・地元の理解を得た原子力の再稼働 ・サテュエエコノミー (2) DXの推進 ・デジタル技術の社会実装 ・AIの研究開発・活用 ・次世代半導体の生産、デジタル人材育成 ・デジタル行政改革、デジタルガバナメント ・医療・介護・教育・防災等のDX (3) フロンティアの開拓（宇宙・海洋） ・宇宙戦略基金による支援 ・AIU（自律型無人探査機）等の技術開発支援 (4) 先端科学技術の推進 ・量子・フュージョンエネルギー、マテリアル等の研究開発の推進 ・国際的な強国競争の確立、科学技術人材の育成の強化 (5) スタートアップへの支援 ・スタートアップ育成5か年計画の推進 (6) 海外活力の取り込み ・貿易・投資の拡大、対日直接投資の推進 ・中小企業輸出、海外展開支援、新規輸出1万社支援プログラム ・クリエイター支援基金によるコンテンツ産業の海外展開 ・大阪・関西万博 (7) 資産運用立国の実現 ・NISA制度の今後の充実、企業型DC・iDeCoの運用改善、コーポレートガバナンス改革	(1) 防災・被災・国土強靱化の推進 ・防災体制の抜本的強化（防災行政、避難生活環境の改善、地域・自治体強化等） ・サテュエエコノミー ・国土強靱化実施中期計画の推進 (2) 東日本大震災からの復興・再生及び 能登半島地震からの復興・再生等 (3) 外交・安全保障の強化 ・外交力の強化、防衛力の抜本的強化 ・サイバー対応能力強化法等の運用 (4) 経済安全保障の強化 ・経済安全保障推進法の見直しの検討（重要物資の安定供給確保、産官学連携の活用、回帰回帰と経済的脆弱性の維持・強化に資する事業の海外展開支援等） (5) 外国人との協働による共生社会の実現 ・J E S T A の導入、不法滞在の効果的・効率的な検査と送還の迅速化 ・外免ビザ制度・社会保険制度等の適正な利用、重要土地法等による対応 (6) 「世界へ安全な日本」の実現 ・捜査手法の高度化、匿名・流動型犯罪グループの撲滅 ・運輸分野の安全対策 (7) 「誰一人取り残されない社会」の実現 ・共生・共創、就職氷河期世代等への支援、女性・高齢者の活躍

<消費者物価指数>

2025年6月の上昇率は3.3%となり**3%を上回る物価上昇が続いている。**

【2025年度の地域別最低賃金の引き上げ額目安】

Aランク, Bランク:63円, Cランク:64円

○ 2025年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「**生鮮食品を除く総合**」は+3.3%、「**生鮮食品及びエネルギーを除く総合**」は+3.4%、「**持家の帰属家賃を除く総合**」は+3.8%となっている（いずれも対前年同月比）。



3%越えの昨年を上回る消費者物価指数の中で政府方針として継続した賃上げにより**2020年代に全国平均1,500円という目標**が発信され、地域別最低賃金の目安としても昨年の+50円を超える**+64円**の目安額が提示された。

厚生労働省 賃金引上げ施策



参考資料2 中小企業庁

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

- ① **業務改善助成金**
問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-4
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
事業場内で最も低い時給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産賃等（機械設備の導入、人材育成、教育訓練や国家資格者によるコンサルティング、小規模事業者へ、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充を受けられます。
- ② **キャリアアップ助成金**
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク
有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者を雇えるため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施します。なお、キャリアアップ助成金については、歳収が求められている産組も適用いただける「年間の壁」を越えた働き方への対応に取り組む産組にも適用されます。
- ③ **中小企業向け賃上げ促進税制**
問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター
青色申告書を提出している中小企業等が、一定の要件を満たした上で賃上げの増加額の一部割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。
- ④ **企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）**
問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505
事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組み中小企業で、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

- ⑦ **中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）**
問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター
電話：03-6281-9821（平日9:30～12:00、13:00～17:00）
中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の承認を受けた一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却（償却率3,000円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択可能です。
- ⑧ **中小企業省力化投資補助金**
問い合わせ先：中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
電話：0570-099-660（9:30～17:30/月曜～日）
人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選んで、即効性ある支援を行います。
- ⑨ **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金**
問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター
電話：050-3821-7013（10:00～17:00 土日祝）
生産性向上に資する革新的な製品、サービス開発、生産プロセス等の小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。
- ⑩ **小規模事業者持続化補助金**
問い合わせ先：＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞全国商工会連合会
問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照
https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
＜商工会連所の管轄地域で事業を営む方＞ 電話：03-3221-1111
小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う取組に特

- ⑪ **パートナースHIP構築宣言**
問い合わせ先：＜「宣言」の内容について＞ 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765
＜「宣言」の提出・掲載について＞（公財）全国中小企業振興機構協会 電話：03-5541-6688
下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することで、発注者側による「宣言」の提出・掲載について、下請取組の適正化を後押しし、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載します。
- ⑫ **労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**
問い合わせ先：公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用防止対策調査室 電話：03-3501-1669
労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保でき発注者・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。
- ⑬ **官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」**
問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669
「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の決定にしている国等の取組事例をまとめています。

※添付データは労働局配布資料から引用

2. 生産性向上に関する支援

- ⑤ **固定資産税の特例措置**
問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等導入計画の作成等に関するお問い合わせ先は、中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課
中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備」の導入に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。
- ⑥ **中小企業等経営強化法（経営力向上計画）**
問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
電話：03-3501-1957（平日9:30～12:00、13:00～17:00）
中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援し計画に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。賃上げや金融支援等の措置を受けることができます。

働き方改革推進支援センターを利用してみませんか？

全国47都道府県にあるセンターで、社会保険労務士などの専門家が相談に応じています

- 来所・電話相談**
来所・電話による相談を承ります。
受付時間：原則 平日9:00～17:00
- メール相談**
メールでの相談も承ります。
- セミナー開催**
企業向けのセミナーを随時開催しています。
- 企業へのコンサルティング**
専門家が、会社への訪問もしくはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- 助成金の活用相談**
働き方改革推進支援センターやキャリアアップ助成金など、働き方改革に関する助成金の取組を承ります。

相談事例紹介

事業主 基本給以外にさまざまな手当を支払っているが、明確な理由はない。支給基準を明確にする必要があるが、何をどう見直せばいいかわからない。

社会保険労務士 その問題一緒に解決しましょう！
名称手当を正社員と非正規雇用労働者で同一とするのは違法。各手当の性質、目的を確認していくことで、その支給基準を明確にし、制度に定め、「見える化」しましょう。

取り組んだ経緯

法的根拠がないまま、各種手当の員数直に取り組んで来たが、間違っていたことも多くあり、どのように見直せばいいかわからなかった。
今回の支援で法令を遵守しながら待遇の改善ができ、大変安心、ありがたくなっている。

※キャリアアップ助成金とは

（令和7年4月～）
有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した企業に対し助成する制度です。

企業規模	3%以上	4%以上	5%以上	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

① 賃金規定等改善コース

有期雇用労働者等への基本給の最高増上げ率が3%以上超過している、その超過分を助成金に充てる。
① 1 正社員以外の労働者（非正規雇用労働者）の中心に、基本給の増上げを実施する。② 賃金規定等改善コース

企業規模	無期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	80万円	40万円
大企業	60万円	30万円
上記以外	40万円	20万円
大企業	30万円	15万円

② 正社員化コース

就業規則または労働協約等に規定した制度に基づき、有期雇用労働者や正社員化対象労働者（派遣労働者）の中心に、正社員化の取組を実施する。① 正社員化コース
① 正社員化の対象労働者（派遣労働者）の中心に、正社員化の取組を実施する。② 正社員化コース

詳しくは **キャリアアップ助成金** 相談

令和7年3月作成 リーフレットNo.10

『働き方改革』に取り組む中小企業・小規模事業者等の皆さまを支援します!!

働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」って何？

「働き方改革推進支援センター」は、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。センターでは、**労務管理等の専門家が無料**で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、その他働き方改革を広く支援する取組(※)に関する個別相談やコンサルティング等を実施しています。

働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等の皆さま、是非ご相談ください！

※その他働き方改革を広く支援する取組とは…

- 関係の異分野連携による取組支援
- 仕事と育児や介護の両立支援
- 働き方改革に関する労務管理の取組
- 多様な人材の確保・育成支援
- 多様な正社員制度の導入支援
- 業務・制度など多様な働き方の実現に向けた支援
- など働き方改革の実現に向けた取組に活用して頂きます。

47都道府県センター

とくく、あいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

コンサルティング等の支援をご希望の方は、「働き方改革特設サイト」を御参照ください。

働き方改革 特設サイト

無料相談窓口として、お気軽にご相談を承っております。問題解決のサポートをさせていただきます。

電話：0120-418-618
06分間相談を受け付けております。

ミラサポ plus

厚生労働省 (労働基準監督署、公共職業安定所) 所在地一覧

■賃上げや生産性向上など様々な施策が展開されている。

価格転嫁の円滑化推進

価格転嫁の円滑化推進

原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇が懸念される中、国においては、成長と分配の好循環を目指すこととされており、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できることは重要であるとされています。

県では、令和5年12月19日に、国の地方機関、県内経済団体等と価格転嫁の円滑化に関する協定を締結し、価格転嫁しやすい環境づくり、気運の醸成に努めています。

熊本県価格転嫁の円滑化に関する協定書

※添付データは労働局配布資料から引用

価格転嫁の円滑化に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と、国の地方支分部局（経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州運輸局、農林水産省九州農政局及び厚生労働省熊本労働局をいう。以下「乙」という。）と、熊本県内経済団体（熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会、熊本経済同友会、熊本県経営者協会、熊本県中小企業家同友会、一般社団法人熊本県工業連合会、公益社団法人熊本県トラック協会、熊本県農業協同組合中央会及び一般社団法人熊本県木材協会連合会をいう。以下「丙」という。）と日本労働組合総連合会熊本県連合会（以下「丁」という。）とは、以下のとおり価格転嫁の円滑化に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業・小規模事業者及び農林業者（以下「中小企業者等」という。）における賃上げを実現するため、甲、乙、丙及び丁が相互に連携及び協力を行い、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁することについての気運を醸成することにより、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図り、もって県内中小企業者等の稼げる力を高めることを目的とする。

（連携及び実施）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、実施する。

- 価格転嫁の状況に関する情報収集と発信
ア 県内企業への聞き取り調査等を通じた情報収集
イ 情報収集の結果の共有と発信
- 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の周知
ア 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の共有
イ ウェブサイト、講習会・セミナー等を活用した県内企業への周知
- パートナーシップ構築宣言の促進
ア 県内企業へ周知を通じた認知度の向上
イ 宣言企業に対する支援策の検討
- 重要な社会インフラである物流における「標準的な運賃」の促進
ア 商工団体等を通じた荷主等に対する周知及び依頼等
イ 消費まで含めたサプライチェーン全体での理解の醸成
- その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（事務局）

第4条 本協定に基づく取組みを着実に進めるため、熊本県商工労働部に事務局を置く。
（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和8年（2026年）3月31日までとする。

ただし、有効期間が満了する日までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも意思表示がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協定外の事項）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書の原本を1通作成し、甲が保有する。乙、丙及び丁はその写しを各自保有する。

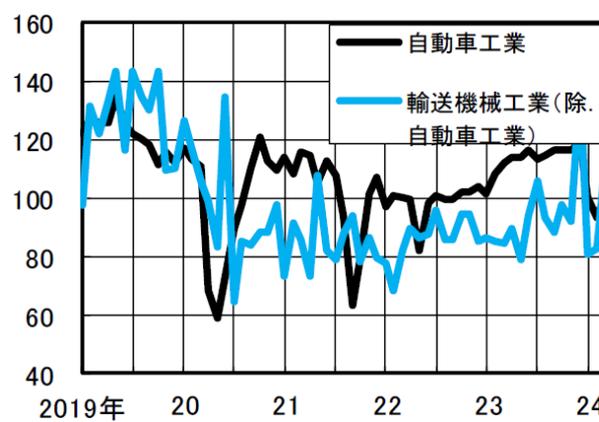
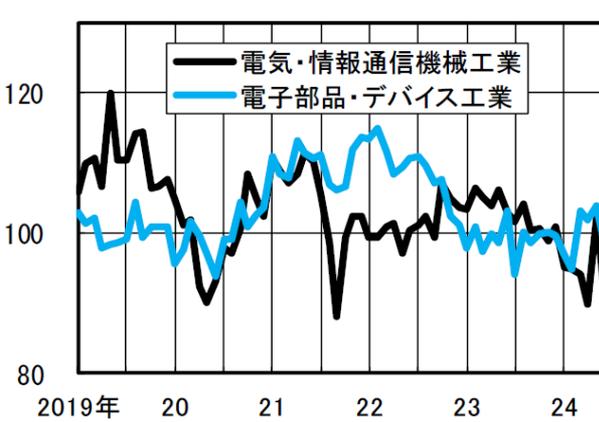
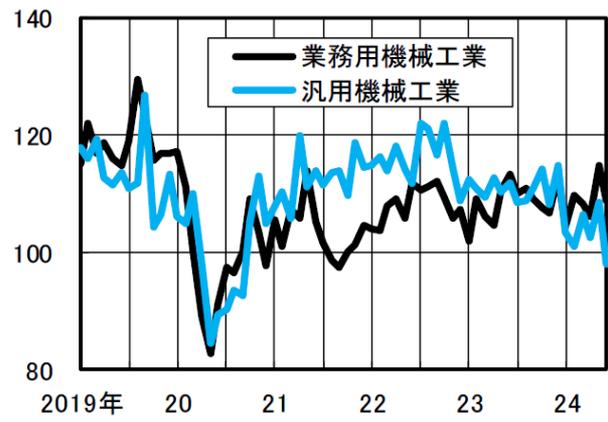
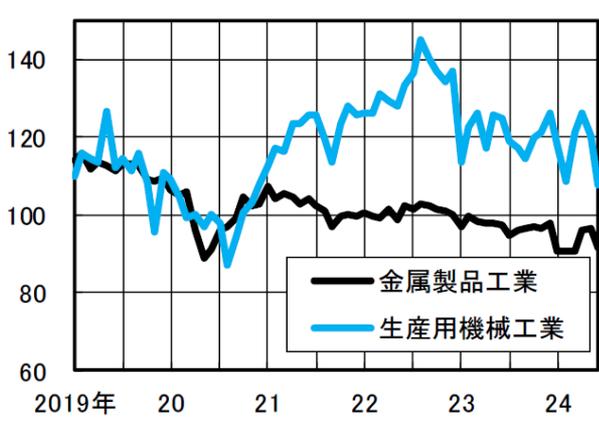
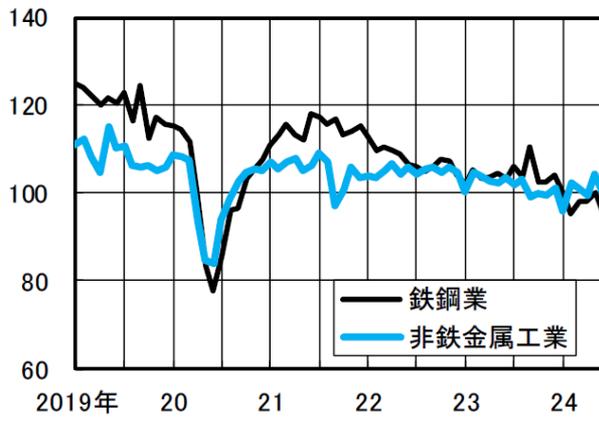
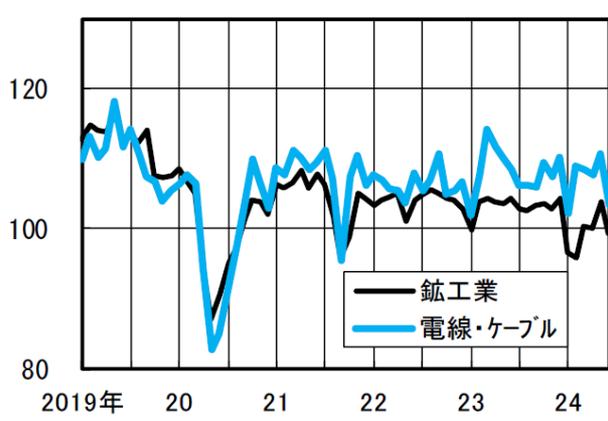
令和5年（2023年）12月19日

- 甲 熊本県 熊本県知事
乙 国の地方支分部局
経済産業省 九州経済産業局長
国土交通省 九州運輸局長
農林水産省 九州農政局長
厚生労働省 熊本労働局長
丙 熊本県内経済団体
熊本県商工会議所連合会 会長
熊本県商工会連合会 会長
熊本県中小企業団体中央会 会長
熊本経済同友会 代表幹事
熊本県経営者協会 会長
熊本県中小企業家同友会 代表理事
一般社団法人熊本県工業連合会 会長
公益社団法人熊本県トラック協会 会長
熊本県農業協同組合中央会 代表理事会長
一般社団法人熊本県木材協会連合会 会長
丁 日本労働組合総連合会熊本県連合会 会長

■熊本県における価格転嫁の円滑化に関する協定書が結ばれ、施策内容を展開している。

金属産業の動向

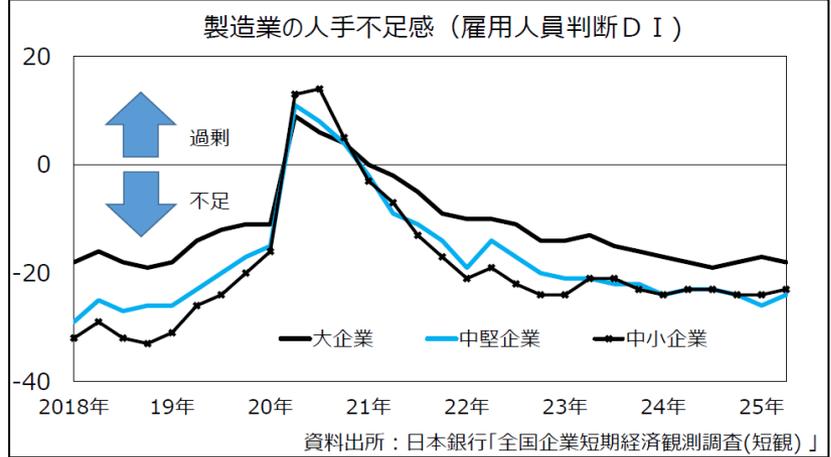
鉄工業出荷指数の動向



鋳工業出荷は、関連産業も含め一進一退の動きが続いており、**需要が減少したことによる落ち込みはないものの**先行きについては不透明である。

金属産業の雇用動向・高卒新卒者の求人/求職状況

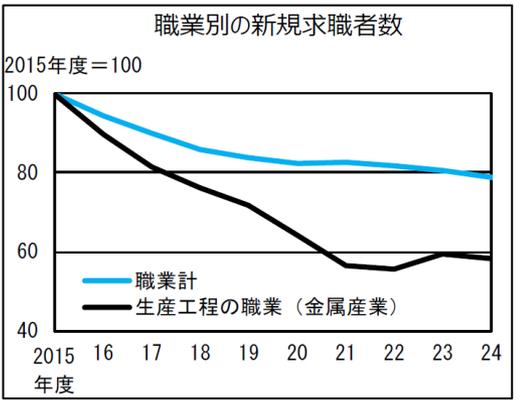
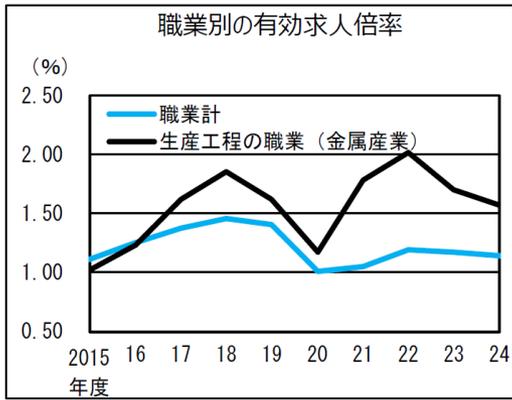
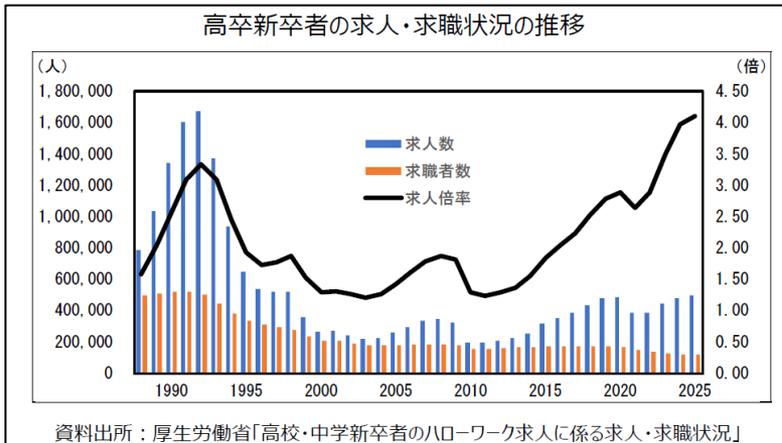
・金属産業の雇用状況



企業の人手の過不足を指数化した日銀短観「雇用人員判断DI」を見ると企業規模に関わらず人手不足感が強まっており、中堅・中小企業ではより人手不足感が強くなっている。

・高卒新卒者状況

資料出所：厚生労働省



高校卒業者の求人数は増加傾向にあるが、求職者数は長期的に減少傾向となっているため高校卒業者の採用が極めて困難になっている。また、金属産業の生産工程における有効求人倍率はコロナ禍で低下したが2024年度は1.25倍と増加傾向になっているものの、生産工程で働くことを希望する求職者が大きく減少しており金属産業の生産現場を支える人材の採用が困難となっている。

都道府県別の転入・転出状況



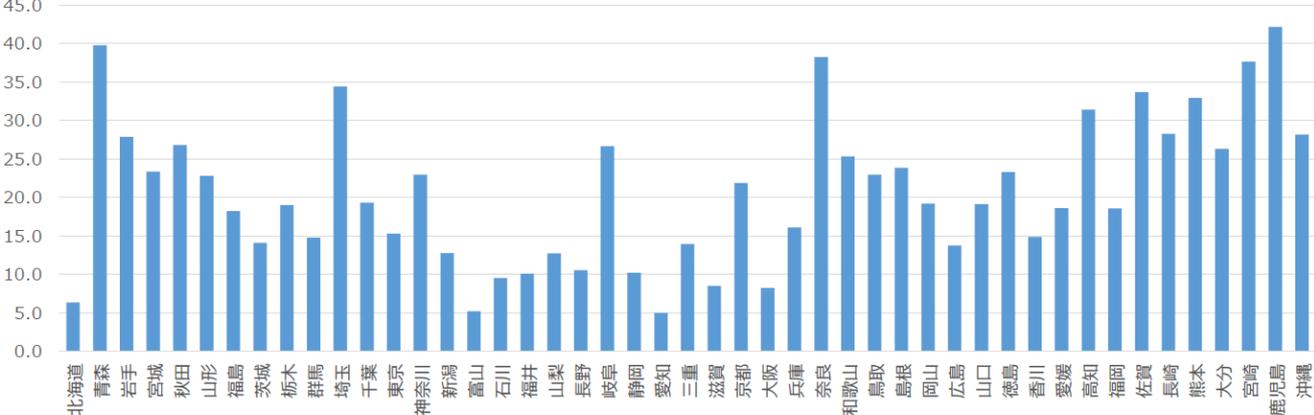
- 都道府県別の転入超過数をみると、**転入超過**となっている7都府県（東京、神奈川、埼玉、大阪、千葉、福岡、山梨）首都圏への集中が続いている。
- 東京圏**は13万5843人の転入超過となり、前年に比べ9,328人拡大している。

総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

高校卒業者の県外就職比率

- 県外就職率が相対的に高い県は、**東北**や**九州・沖縄**に加え、**東京・愛知・大阪**と近接する県となっている。
- 人材確保の観点から、特定最低賃金によって、**地域間格差を是正し、産業にふさわしい賃金へ**と引き上げていく必要がある。

2025年3月高校卒業者の県外就職比率



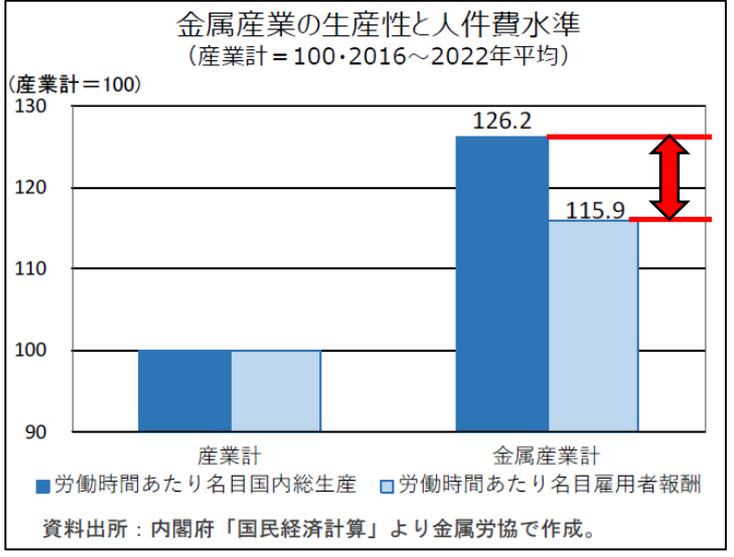
文部科学省「高等学校卒業（予定）者の就職（内定）状況に関する調査」

名目国内総生産と名目雇用者報酬

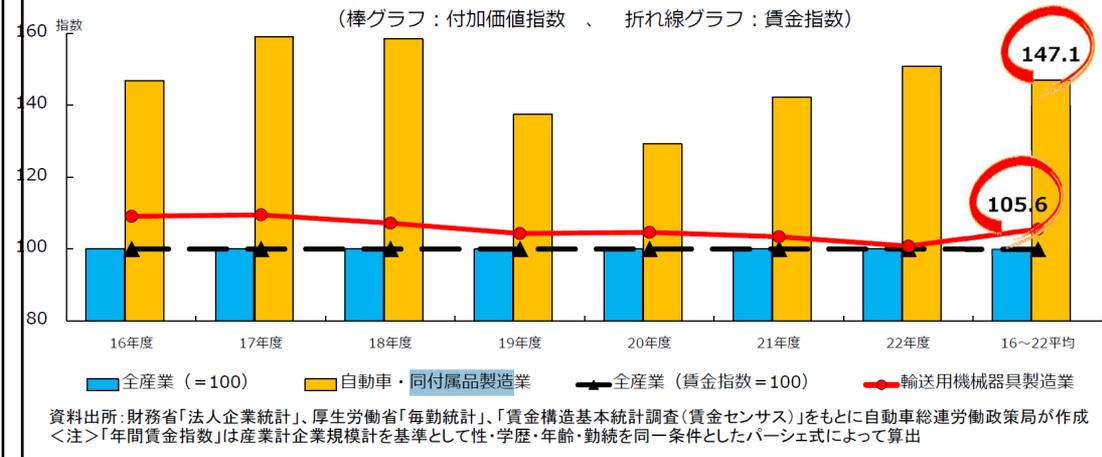
金属産業

特定最低賃金の水準の考え方

- 企業内最低賃金協定の水準 (同一価値労働同一賃金)
- 金属産業の労働の価値にふさわしい水準 (付加価値生産性の高さに見合った水準)
- 地域別最低賃金に対して、少なくとも10%以上上回る水準



自動車・同附属品製造業



産業計の名目国内生産/名目雇用者報酬を基準とし、金属産業/自動車・同附属品製造業と比較すると、**付加価値に見合った給与水準となっていない。**

金属産業における**付加価値に見合った人件費とするためには全体給与水準を9%上げる必要がある。**
 したがって、地域別最低賃金額に対する**優位性は付加価値に見合った水準で維持されるべきである。**

$126.2(\text{名目国内生産}) - 115.9(\text{名目雇用者報酬}) = 10.3 \div 115.9 \times 100 = \text{比率} 8.9\% \div 9\%$

2025年度の賃上げ状況(春闘結果)

企業	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
回答	有額	有額	満額	有額						

2025年度の地域別最低賃金額

【24年地域別最低賃金】 952円 ⇒ 【25年地域別最低賃金】1,034円
(引上げ額+82円 / 引き上げ率 8.61%)

現状の特定最低賃金額・企業内最低賃金額

【24年特定最低賃金(自動車同附属品製造業)】
1,019円

【25年合意企業内最賃:時給額】
最大額:1,328円
最小額:**1,094円**

組合提示金額

25年地域別最低賃金提示額

952円⇒1,034円
(引上げ額+82円 / 引き上げ率 8.61%)

25年特定最低賃金提示額(自動車同附属製造業)

1,019円 ⇒ 1,094円
(引上げ額+75円 / 引き上げ率 7.36%)

産業付加価値に対する妥当な最低賃金水準として+9%との考えで計上するも
引き上げ率9%とした場合1,111円(+92円)と25申出1,094円の最少額を上回っ
てしまうため、**最少額と同額の1,094円を提示する**